平成２４年（フ）第８０９号
福岡市中央区輝国２丁目８番20―602号
債務者　三好　邦男
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８１３号
福岡県大野城市雑餉隈町１丁目５番22号インペリアルＦ402号
債務者　梅崎　清美（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８４２号
福岡市博多区板付４丁目13番２―707号
債務者　藤本　惠子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８６９号
福岡市南区塩原３丁目22番11―304号
債務者　佐伯福寿郎
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８７１号
福岡市南区長丘３丁目４番１号
債務者　有吉　桃子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８７２号
福岡県筑紫野市大字古賀６番地11
債務者　矢野　新一
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８８０号
福岡市西区下山門４丁目４番20―205号
債務者　田中　和代
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８９９号
福岡県糟屋郡志免町別府北２丁目３番１―606号
債務者　牧原　文生
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９１１号
福岡市博多区光丘町１丁目３番１―206号
債務者　山本　宏実
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９１５号
福岡市中央区港３丁目11番５―606号
債務者　博田　和孝
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９１６号
福岡市東区馬出６丁目１番22―804号
債務者　越野　誠司
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９１９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原23番地109
１号
債務者　山田　雅尚
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９２４号
福岡市西区下山門団地９番303号
債務者　高松ゆかり
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９２９号
福岡市博多区吉塚８丁目６番３―108号
債務者　平井　敬信
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９３５号
福岡市東区香椎４丁目８番15号
債務者　澤永亜津子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９４８号
福岡市中央区小笹４丁目７番18号
債務者　井上久美子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９５２号
福岡県大野城市白木原４丁目３番14号　第１前崎荘102号
債務者　野口　玲子（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９６３号
福岡市東区筥松３丁目19番64号
債務者　嘉瀬　孝志
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部